

企業会計の変容をどう見る —今日の変容の視点—

石川純治（駒澤大学）

- I 変容の総体的視点—過去報告との関連—
 - II 変容の個別視点—変容問題を解く鍵—
 - III 会計と財務の交錯をどう考えるか—「交錯」の現代性—
- 補遺：会計の政治化と正当化のための会計学—メタの視点と「理論」のあり方—

今日、企業会計は大きく変容している。その今日の変容をどう捉えるか、本稿ではその総体的視点といくつかの個別視点を明らかにする。そのことで、なぜ現実にこのような会計認識・測定のあるあり方（さらには計算構造）をとっているか、その一端も明らかになる。

そして、過去報告（会計理論学会第12回、16回、20回大会）での諸論点を総合した形で、現代会計の変貌を経済・会計・法の総体的視点から「金融・開示・取引法」優位の会計として捉えることで、その現代的特性と問題性を明らかにする。

I 変容の総体的視点—過去報告との関連—

今回の報告を機会に過去に行った統一論題報告を振り返ってみた。今回の報告も含めて示せば、次の通りである（タイトルは学会年報の表題）。

- 1) 第12回大会（1997年、東京経済大）：「時価会計の基本問題—金融経済の会計学—」
- 2) 第16回大会（2001年、駒澤大）：「時価会計と資本利益計算の変容—開示と計算の側面から—」
- 3) 第20回大会（2005年、明治大）：「日本版概念フレームワークの意義と論点—その立脚点の基礎論的検討—」
- 4) 第24回大会（2009年、拓殖大）：「企業会計の変容をどう見る—今日の変容の視点—」

以下、今回報告との関連で過去3回の報告要旨を（詳細は各年報で論じているので）本節では論点列挙の形で示しておく。

1 第12回大会の論点—金融経済の会計問題（年報 No.12）—

(1)何が問題か：異種の資本と異種の資産問題、擬制資本の会計問題、時価評価の論拠問題、リサイクル問題と2つの利益問題、公正価値と資本維持問題（資本・利益計算問題の場合）など。具体的には、①有価証券は商品Wか、②時価会計の利益計算は収支ベースの期間損益計算と整合しうるか、③リスク開示は損益計算と結びつくか、④リサイクルする・しないの考え方と利益概念など。今回報告では③のリサイクル問題を、金融危機を受けた金融商品会計基準の改訂問題とかかわって議論した¹。

(2)擬制資本の会計問題—方法論によせて：時価会計（素材）を「社会科学」としてどう扱い得るか、金融論（資本・利潤・信用・価格形成）と会計概念の相対化。今回報告では、そこで指摘した「今日の会計問題を複雑・困難化させているのが擬制資本の会計問題である」という点がかかわる。具体的には、擬制資本の借方側（資産会計）と貸方側（負債・資本会計）の双方の会計問題として現象化している点が指摘できる（この点は後述）。

2 第16回大会の論点—社会科学としての時価会計：13の論点と補論（年報 No. 16）—

今回報告とのかかわりでは、特に次の4つの論点を挙げておきたい。①理論のあり方：プロフェッションのための会計：古典的理論や歴史よりもプロフェッション重視の研究・教育、②実証研究と会計基準：企業価値評価適合アプローチ（企業価値評価モデル→その実証分析→会計基準）、③個別資本説と時価会計：会計の対象規定の問題＝有価証券は商品Wか（1994年第9回大会での質問—ここが出发点）、④会計制度論・政策論と時価会計：制度化された会計認識、⑤経済学の“選択”と会計パースペクティブ（補論）：「資本」の経済学（津守論文）vs. 「組織」の経済学（サンダー論文）、研究の基礎（経済学、方法論）の“選択”が会計の分析視点を規定。

3 第20回大会の論点—日本版概念フレームワークの意義と論点：基礎論の重要性（年報 No. 20）—

(1) 4つの観点—経済・会計・法・歴史：①不確実性（情報）の経済学、②株式会社の基礎論、③イギリス法制史からエクイティ概念、④株主主権と会計。今回報告でも基礎理論の重要性を指摘したが、特に②株式会社の基礎論と③エクイティ概念がかかわる。

(2) 計算構造の制度性：①投資判断会計（予測・情報）→情報優位型会計→実態リスク開示のストック評価先行型会計→計算構造の制度性（計算は制度中立でない）→資産負債中心観は資本利益計算の再構成論か→まずはB/Sに財務実態や財務透明性の徹底開示→期間利益計算中心観にたつ動態論的B/S観の不適合性。②制度規定性→なぜ現実このような計算構造をとっているかの説明。

次に説明する今回報告の視点、すなわち金融・開示・取引法優位の会計は、以上の(2)の①と②の論点とつながる。

4 第24回大会(今回)の全体像—「金融・開示・取引法」優位の会計—

今回報告の全体を過去報告とのつながりで図示化すれば図1の通りである。いずれも「XとY」の形で示しているが、その趣旨は現代会計の変容の総体的視点として、X優位の会計（X>Y）となっている点を示すことにある。

そして、左辺側Xに位置する、金融、開示、取引法、そしてコモンロー、「会社＝モノ」の会計をひとくくりすれば（図の破線枠）、それと対置される右辺側Yの実物、計算、組織法、そしてエクイティ、「会社＝ひと」の会計がまたひとくくりになり、それぞれが総体として（ゆえに太字ベクトルで表示）X>Yとなる。これが全体を見る視点である²。

図1：変容の総体的視点—「金融・開示・取引法」優位の現代会計—

X	と	Y	
①金融	と	実物	：経済 第12回大会(1997年)
②開示	と	計算	：会計 第16回大会(2001年)
③取引法	と	組織法	：法 第20回大会(2005年)
③-1 コモンロー 自由契約と自己責任 フェア (fair、市場)	と	エクイティ 依存の関係、「信認」(fiduciary) 忠実義務・良心・信頼・正義・公正	
③-2 「会社＝モノ」の会計 投資判断会計、M&A会計	と	「会社＝ひと」の会計 信認義務会計 (fiduciary accounting)	

ここで、③-2のY側の「信認義務会計」に関して若干補足しておく。第20回大会の論旨にかかわる拙稿「日本版概念フレームワークの立脚点」(『経済学論集』第37巻第2・3・4合併号、2006年3月)では「会計は進歩しているか」という点を議論したが、重要なのは市民社会と会計とのかかわりであり(投資家-市民社会-公共性)、高度の倫理性がともなう「信任義務の会計」(fiduciary accounting)というあり方である。

特に、そこでは証券の売買(投資決定)での会計の役割と、信認関係における会計の役割の本質的相違、すなわち投資判断のための「有用性」(情報・予測)——③-1, 2のX側——と信認義務に不可欠の「倫理性」(良心・公正)——③-1, 2のY側——との相違に触れ、それぞれを基礎にした会計・監査のあり方の本質的相違を強調した³。

II 変容の個別視点—変容問題を解く鍵—

1 5つの視点

今回取り上げた5つの個別視点は次の通りである。

(1) 会計枠組みの今日の変容、従来の枠組みとの基本的相違は何か

計算の基点の相違の重要性：当初認識時の継続カリセットか
時価会計(FVA)の世界浸透と「配分」思考の後退。

(2) 変容の「形」と「方向」

変容の形(構造)：方法の系と対象の系、変容の方向(ベクトル)：変容のステージ1、ステージ2、
財務会計の金融会計化。

(3) 時価会計の今日性：過去にも「時価会計」

特に経済的基礎の相違が重要

実体経済の時価会計と金融経済の時価会計⇒「フローの時価会計」と「ストックの時価会計」。

(4) 変容を見る重要な鍵は何か：「開示」と「計算」の関係

情報開示が利益を生む？ 金融>実物 ⇒ 開示>計算、取引(市場) 法会計>組織(会社) 法会計
会計認識拡大の起点の変容：起点がフローからストックへ。

(5) 変容を促すもの、変容の基礎にあるもの

変容のモーメント(動的契機)：経済の動態変化と会計の変容

史的相対化の重要性：史的システムとしての会計。

以上の視点は拙著『変貌する現代会計』(日本評論社、2008年)などを通して詳しく論じてきたので、紙幅の制約上ここでは(4)の「計算と開示」の関係についてのみ触れておく。

2 計算と開示—変容問題を解く鍵—

今日の変容を読み解く鍵は、端的に言って「開示」と「計算」との関係にある。今日の企業会計では経済的実態や財務リスクの「開示」(ディスクロージャー)がとりわけ重視されるが、重要なことはこのことと今日の時価会計とがつながっているという点である。そのことは、今日の時価会計が第一義的にバランスシートに出てきている点に見られる。先に今日の時価会計が「ストックの時価会計」であると

指摘した点、すなわち個別視点の(3)もそこにかかわっている。

例えばリスク開示と会計認識とのかかわりは、端的には「投資者→企業価値の評価→経済的実態・リスクの開示→会計認識・測定」という一連の関係で示される。従来は「開示」よりも「計算」（期間損益計算）の観点から、つまり費用・収益の損益認識（フロー）の観点から資産・負債（ストック）の会計認識がなされてきたが、今日その会計認識を規定する側に変容が起きている⁴。

この点は、「企業会計原則」の修正過程をみるとわかる。すなわち、その過程は「実現」と「発生」の内容拡大、つまりそこではあくまで収益および費用（フロー）の認識範囲の拡大であり、資産・負債（ストック）の認識拡大もそこから出てくる⁵。しかし、今日の情報開示志向のもとでは、資産および負債それ自体の認識範囲の拡大という議論になってきている。端的に言って、認識範囲の拡大の起点、つまりその拠って立つところを異にしているわけである。ここで少なくとも言えることは、①今日の会計認識に実態・リスク開示の見地が出てきていること、②その見地ではストックの認識・測定が先行されること、③したがって従来の会計配分の論理とは逆転した会計認識の論議になること、さらには④それが結果的な損益計算という計算のあり方に結びついていることである⁶。

問題はこの2つの会計認識のあり方を、会計理論としてどう再構成しうるかであり、その「全体」の構成のあり方が問われる⁷。

3 金融危機と会計

さらに、「金融資本主義と時価会計」という統一テーマにかかわって、金融危機と会計についても触れておきたい。特に、報告では先の個別視点(5)（変容を促すもの、動的契機）の延長に位置するものとして論じたが、その論点は次の通りである。

①グローバル市場での投資マネーの流れと現代会計：英米基準の基礎にあるものおよびその史的相対化の重要性（後述）。

②公正価値の前提：秩序なき市場と会計、資産査定は会計か？

③金融規制と会計：銀行規制（間接金融）と証券規制（直接金融）。

④時価会計見直し論の対立視点：資本市場インフラ観 vs. 経済政策道具観、プロシクリカル（景気変動増幅機能）観の基礎にあるもの。

⑤金融商品会計基準の改定案をどう見る：行き着く先は「何が利益か」（利益概念）。

⑥金融危機の宿題：経済学と会計学。

以下では、紙幅の制約上、特に次の2点についてのみ触れておきたい⁸。

（1）公正価値会計の全面的浸透—経済基礎の相違と適用範囲問題—

今日の公正価値会計（FVA）は、先の5つの個別視点(3)でみたように、金融経済を基礎にした時価会計であり、フローに対しストックの時価会計といえる。強調されるべきは、実物経済との経済的基礎の相違であり、その相違はFVAをどこまで適用するか、その適用範囲の問題に結びつく。この点は、特に個別視点(2)の変容のステージ2（財務会計の金融会計化）にかかわる⁹。しかし、国際会計基準（IFRS）を主導する国際会計基準審議会（IASB）には、FVAを全面的に適用する姿勢がみえる。この点で、それとは異なる観点から、筆者はかつて既存会計との別枠論を主張したが、ここでその一節だけを引用しておく。

「金融資産の独自性は実物の営業資産の価値形成とは本来的に異なり、期待キャッシュフローの現在価値としての市場価格の形成にある。したがって、独自の価値形成のうえにたち、生産コストももたず、リスクの中身も本質的に異なる金融資産の評価や成果計算のあり方は伝統的な会計枠組みの延長上で捉えることは本来的にできず、それとは別な枠組みで再構築される必要がある」（2000年12月18日付『日本経済新聞』「経済教室」）。

（2）IFRSの世界浸透と英米基準の基礎にあるもの—史的相対の視点—

グローバル市場での投資マネーの流れと現代会計、とりわけ英米基準の基礎にあるもの、この視点が重要である。IFRS側からすれば、「投資マネーの循環→世界の経済成長に貢献→一般消費者の利益享受」を想定しての質の高い会計基準への世界統一であろうが、金融危機で露呈したのはまさに実体経済から遊離する投資マネー（金融の肥大化）、したがって一般消費者（市民）ともリンクしない投資マネーであり、そこに会計基準が介在するかぎり世界一本化を目指す会計基準のあり方も問われる。そして、その基準作りが金融で儲けを稼ぐ金融立国の国益に資するという側面も重要である。

さらに、英米基準の基礎にあるもの、とりわけコモンロー（会計では英米流GAAP）にかかわるデファクト・スタンダード（事実上の標準）という視点が重要といえる。図式化すれば、「機関投資家・投資銀行→アングロサクソン・モデルの伝播→デファクト・スタンダードの国際的浸透→IFRSの世界浸透」である。特に、今日の株主（投資家）資本主義が資本主義経済の1つのあり方（アングロサクソン流金融資本主義）にすぎない点、したがってその生成変遷の一過程であることを踏まえた史的相対の視点が重要といえる。今日、「日本版ロードマップ案」の公表を受けて監査業界はむろん企業（前倒し採用）においてもIFRS導入にむけた積極的な動きが出てきているが、それとは裏腹にその土台にある方（アングロサクソン流金融資本主義）ははからずも揺らいでいる¹⁰。

統一テーマの「金融資本主義と時価会計」でいえば、その金融資本主義の内実を問うことこそが重要であり、そこから今日の時価会計問題を捉える視点が重要となる。そして、それがアングロサクソン流儀の金融資本主義であると捉えると、その史的相対から史的システムとしての会計という捉え方もでてくる¹¹。したがって重要な点は、世界の資本市場の構造変化（より広くは世界構造の変化）をも踏まえたIFRSの今後のあり方であり、この点でより長期的視点にたった、そしてより基礎に遡った議論が求められる¹²。

Ⅲ 会計と財務の交錯をどう考えるか—「交錯」の現代性—

最後に、討論における田中章義教授（東京経済大学名誉教授）の質問は、冒頭のX優位の会計（X>）の総体的視点（図1）ともかかわるのでここで触れておきたい。すなわち、その質問主旨は「会計と財務政策の関係をどう考えるかべきか」であったが、具体的には「岩田巖先生が『会計と財務（政策）の交錯』を指摘してから久しいが、今日のテーマに関連して、両者の関係を会計学としてはどう考えていられるでしょうか」（傍点引用者）との内容であった。

筆者はこの質問に対し2点に関してお答えすべきと考えた。1つは当時の「交錯」と今日の「交錯」との共通点と相違点、もう1つは交錯を問うことの意味、すなわち「会計としては」の意味合いであり、会計のあり方に関する点（交錯と峻別）である。

1 「交錯」の現代性—「方法の学」と「現象の学」の交錯—

まず指摘したい点は、「何らかの時価評価が会計上の問題として議論される時、こうした『会計と財務の交錯』がその装いを変えてしばしば登場してくる」（拙著『時価会計の基本問題』311頁）という点であり、そして原価主義会計がその「財務」の観点から批判されるという点である。この点は今日の「時価会計」についても共通する。しかし、今日の「交錯」は岩田が指摘した時代のものとは、まさにその「装い」を異にする。

すなわち「『方法の学』としての伝統的な会計学をめぐる問題は、例えば1950、60年代の資本維持論での『会計と財務との交錯』という関係の中にも見いだされる」（同書310頁）と記したように、岩田が指摘した「交錯」はいわば「方法の学」（計算の学）なる場での交錯であった。しかも、それはその計算主体が企業内の経営者にあり（経営者主体会計）、実物資産（実物経済、現実資本）にかかわる資本維持を基軸にした時価会計問題（資産評価と費用計上の問題）であったといえる。

これに対し、今日の時価会計では、「金融>実物」という経済基礎を受けた形での交錯として現象化する。すなわち、筆者はかつて「（中略）そのとき、（制度・政策も含めて）今日の会計問題を困難にしているもののひとつが現実資本ではなく貸付・擬制資本であり、とりわけその成立・発展過程に応じて会計問題として様相を変えながら現象してくるということも明らかになるであろう」（同書287頁）と述べたが、その擬制（fictitious）資本にかかわる交錯が、借方側（投資側：資産）のみならず貸方側（資金調達側：負債と資本）の会計問題としても現象化する。

目下の争点の1つである貸方側の「負債と資本の区分」問題も、借方側の問題とは異なってそこでは時価会計の問題ではないが、ハイブリッド証券（負債性と資本性の合成）や種類株式に代表される今日の多様なファイナンスに起因する¹³。そして、そこでの「財務」は岩田が指摘した現実（real）資本にかかわる財務政策（企業内再投資資金の回収）とは大きく異なる。また、今日の会計においては、先の企業内（経営者主体）の観点に対し、企業外の投資家が基本主体となり（投資家主体会計）、さらに言えば、先の「方法の学」に対して、ここではむしろ「現象の学」（制度・政策）としての側面をぬきには説明し難い会計問題として登場する¹⁴。

したがって、ここでも冒頭の総体的視点での $X > Y$ と重なり、図1の①から③に加えて、さらに「④現象の学と方法の学：方法」とすれば、現象の学>方法の学（前者の後者に対する優位性）となる（さらには現象の学→方法の学：前者が後者を規定）。ゆえに、交錯の今日性は、より大きくは「方法の学」と「現象の学」のいわば2つの「学」の今日的交錯問題（方法に関する X と Y の交錯）でもあるといえる。

2 「交錯と峻別」の古典と現代の変容—会計学のあり方—

岩田は、「会計学の発展傾向をかえりみるに、少なくともこれまでの会計学は、視野を主として計算領域に限定し、計算記録の行為を規律すべき会計原則の設定に重きをおいていたように思われる。（中略）シュマーレンバッハは計算と財務とをはっきり区別している」と述べ、さらに「この態度はかれの流れをくむ、その他の動態論者の遵奉するところであって、かれらは、シュミットとは比較にならぬほど潔癖である」（以上、『利潤計算原理』同文館出版、1956年、56-57頁、傍点引用者）と記している。

そして、その会計に財務を持ち込んだ典型的な学説としてのシュミットの有機説につき「とくにここで指摘したいと思うのは、シュミットが会計学の伝統的な考えを無視して、通常の会計方法に財務政策

を織込んだ点である。すなわち純粋に会計的なるものと財務的なるものとを、かたく結びあわせた試みについてである。けだし、この両者の交錯こそ、有機説のもっとも著しい特徴であり、静態説や動態説から、はっきり区別されるべき相違点だからである」と記し、「純粋に計算的な資本維持」と「計算にはまったく関係のない財務上の資本維持」との違いに言及されている(以上、同書 325-26 頁、328 頁)。

重要なことは、利益計算論としての実体資本維持と財務政策目標としての実体資本維持との峻別である。貨幣資本維持とりわけ名目資本維持（原価主義会計）が批判されるのは、利益計算論（会計）の立場（内在的見地）からではなく財務政策目標（財務）の立場からであるという点が重要である¹⁵。

こうして「方法の学」としての会計学が、会計＝方法（資本利益計算）であるがゆえに、財務政策との交錯と峻別の論議は比較的わかりやすい形をとる。しかし、今日の会計においては、そうした（単なる）計算論という理論場ではなく、すでに指摘した「金融＞実物」（金融優位の経済）と「開示＞計算」（情報開示優位の会計）とが互いに結びつく形をとるだけに、そこでの会計のあり方をめぐる議論（交錯と峻別）は前者に比してそう単純ではなくなる。このことは、繰り返せば、現代の会計が「現象の学」なる場を度外視して「方法の学」の場だけでは捉えきれない（説けない）、という点にあらわれる。岩田の言葉を借りれば「視野を主として計算領域に限定し、計算記録の行為を規律すべき会計原則の設定に重きをおいていた」では捉えきれないということであり、そのことは今日の会計問題において「企業会計原則」がほとんど出てこないことにも現れている¹⁶。冒頭の図1で示した現代のX優位の会計（金融と実物、財務会計の金融会計化、開示と計算、取引法（会計）と組織法（会計）などの視点参照）を論じるゆえんがそこにある。

さらに会計思考というレベルにおいても、岩田が言う「静態説や動態説から、はっきり区別されるべき相違点」では共通するが、有機説とは異なって、現代の会計の基礎には動態説の思考とは性格を大きく異にする企業価値的思考が横たわり（企業価値志向会計）、企業価値の評価とファイナンスおよび実証研究とが接合する形をとる¹⁷。岩田がシュミットと比較してシュマーレンバッハを「潔癖」な態度と評した時代とは異なり、現代の会計はその「潔癖」では説けない新たな変貌をとげているといえる。ここに、岩田の言う交錯と峻別の現代的変容、とりわけ「峻別」にかかわる会計のあり方の議論が重要な論点になり、田中教授の「両者の関係を会計学としてはどう考えるか」の今日的な重要性と問題性が横たわっているといえる。

補遺：会計の政治化と正当化のための会計学—メタの視点と「理論」のあり方—

本文では金融危機対応を受けた会計の政治化現象について触れたが（Ⅱの3「金融危機と会計」の論点③、④および⑤）、ここではより一般に会計の政治化と規制の経済理論につて若干補足しておく¹⁸。

かつて井尻雄士教授（カーネギーメロン大学）は「会計基準の経済価値」に言及されたが¹⁹、それはいわば会計基準がもつ力の表現であり、この力をめぐる対立が会計の政治化現象を生み出すといえる。

会計の政治化は、資本市場（SEC）をめぐる対立だけではなく、企業間（例えば独占禁止法）、さらには国家政策（例えばエネルギー政策）といったレベルでの対立としても生起する。例えば石油ガス会計をめぐる対立では、SECのみならず法務省（独占禁止法）やエネルギー省といった政府機関がかかわっている。ワット／ジンマーマン（Watts & Zimmerman）によれば、「政治過程とは、特定の利害が絡む立法や規制の支持者と反対者が、彼らの唱える見解について論争する自己主張の行為である。もしその主張に会計手続きの変更が含まれていれば、その正当化に役立つ会計学の書物が有用である」となり²⁰、

またビーバー（Beaver）によれば「連邦政府（すなわちSECと議会）がFASBの将来を握っている。したがってFASBが成功するか否かは、どの程度FASBが連邦政府に受け入れられる規則を発表するかにかかっているのである。もちろん連邦政府も構成母体の要請に答えるであろうが」となる²¹。

そうすると、会計学ないし会計理論がある種の政治的正当化に役立つという土壌からは純然たる会計理論というものも成立しがたい、ということになる。仮に、そこにも「理論」というものを見出そうとするならば、そうした正当化のための会計学ではなく、それ自体を対象とする（その意味でメタ会計学）、より高次から捉える視点が必要になってくる。本文で指摘した英米基準の基礎にあるもの（アングロサクソン・モデル）という視点も、ここでの「高次から捉える視点」にほかならない。

ワット／ジンマーマンは、こうした会計政治化の説明理論を「規制の経済理論」と「政治過程の経済学」に基づいて展開しようとしているが、「本章（第5章—引用者）では、情報価値の観点をとる理論で会計実務を十分に説明することはできないということ、研究者はいかにして認識するようになったか、ということが議論される。そして、新しい系列の研究をもたらした触媒の1つである、ディスクロージャー規制の議論に焦点を定める」と²²、規制の正当化理論について議論している。

ここで「情報価値の観点をとる理論」とは、投資家の意思決定に有用な会計情報（情報価値）に焦点をあてる実証理論であり、統計的仮説検定やエコノメトリックスさらにはベイジアン流の統計的決定論をその基礎にしているが（この点は先に示した第20回大会での4つの視点の①不確実性（情報）の経済学がかかわる）²³、規制の経済理論や政治過程の経済学に基づく分析は、そうした統計的手法による情報価値（レリバンズ）分析とは異なるタイプの実証分析といえる。

筆者の関心は、「測定」（記録・計算）—構造面—と「制度」（開示、公開）—機能面—との関係であり²⁴、それが会計規制論の中でどのような関連として説明され、「測定」と「制度」とをどのように接合・総合した形での会計理論が展開されるかというところにある。本文での「計算と開示」の関係、より広くは既述のX優位の会計を変容問題の1つの焦点にしているのも、その問題意識と深く結びついている。

（2009年12月）

（2010年5月補筆修正）

注

1 詳しくは拙稿「金融商品会計基準の改定案をどう見る—何が利益なのか—」（『週刊経営財務』2009年10月5日号No.2936）参照。

2 ちなみに③取引（市場）法>組織（会社）法は（両者の交錯と取引法優位のあり方）、その監督官庁（規制主体）からみれば金融庁>法務省となる。そのことは、IFRSのアドプションとの法的（会社法）調整において法務省側の後追いかたちに端的にあらわれる。

3 本稿執筆後、その論点ともかかわる著書、今福愛志『企業統治の会計学』（中央経済社、2009年）が刊行された。注目されるのは信認（フィデューシャリー）を中核にした新たな会計枠組みの構築であり、とりわけ現代の市民社会とも接合しうる（信認関係の多層性）フィデューシャリー・アカウンティングの構想は会計と市民（一般消費者）とのリンクという論点ともかかわり重要に思える。それは本稿図1のX優位の会計（X>Y）でいえば、X優位から両者の接合・融合（X>Y→X+Y）という形で示されよう。

なお、同書の意義については、拙稿「書評：今福愛志『企業統治の会計学』（『会計』2010年5月号）参照。会計と市民（一般消費者）とのリンクという論点については、拙著『変わる会計、変わる日本経済』（日本評論社、2010年）のトピック7「国際会計基準の世界浸透」参照。

4 ここで例えば「投資のリスクからの解放」（実現概念の新たな解釈）という日本版概念フレームワークでの1つのキーワードに触れておけば、そこでいう投資の主体として誰が想定されているか——経営者（会社）なのか、投資家なのか——が問われそうだが、投資家本位の会計からはその主体は投資家となる。となると、

（計算にかかわる）実現概念も投資家本位ということになる。それは投資家の立場からの利益決定という点につながり（投資家主権の会計）、新たな会計主体としての投資家主体ともいえる。「投資のリスクからの解放」に関しては、拙著『変貌する現代会計』（日本評論社、2008年）第8章「新たな会計秩序を求めて（1）」（図表8-3、図表8-4）参照。

⁵ 詳しくは、前掲拙著『変貌する現代会計』第2章、第3章参照。

⁶ 詳しくは、前掲拙著『変貌する現代会計』付論5「企業価値と現代の会計」参照。

⁷ 津守常弘『企業会計基準形成の論理』（森山書店、2002年）では、同書で果たせなかった課題の1つとして「計算」と「公開」との関係が挙げられているが（397頁）、これまでの議論から示唆されるように、筆者が特に注目するのは『公開』に逃避するのではなく『計算』に即して、問題の解決に努めるべきである（397頁、傍点引用者）という点である。津守教授の次作の注目点がそこにある（その全体的位置は端的には387頁の表1から読み取れる）。なお、同書を貫く重要な概念は「公開」（publicity）であるが、とりわけその国家による社会的統制手段という視点（マクロ会計政策的視点）からの考察は第1篇で展開されている。

⁸ より詳しくは、拙稿「金融危機と会計」（『税経通信』2009年4月号巻頭言、同9月号巻頭論文）参照。

⁹ ちなみに、国際会計基準（IFRS）での新たな会計基準、例えば収益認識（特にコンポーネント・アプローチ）に端的にみられるように、そこには個々の経営実態に即した会計ルールのあり方がみられる。それは、ここでの「財務会計の金融会計化」という側面とともに、（実物経済での）「財務会計の管理会計化」という特徴が指摘できる。ただ、それは他方でみられる会計方法の画一化と矛盾するともいえる。この点は、前掲拙著『変わる会計、変わる日本経済』のトピック8「国際共通化と在庫の評価方法」参照。

¹⁰ 詳しくは、拙稿『日本版ロードマップ案』の課題（『週刊経営財務』2009年4月20日号No.2915）での「金融危機の宿題」参照。

¹¹ この点は前掲拙著『変貌する現代会計』Epilogueの「『会社とは何か』と会計」（特に223-24頁）を参照。

¹² ここでより長い歴史のスパンから世界構造の変化にも少し触れておくと、パクス・ブリタニカ（19世紀初頭～20世紀初頭）、その後のパクス・アメリカーナ（アメリカ極体制）の崩壊過程、そしてそのいずれの背景にも共通して存在する2つの力（軍事力と経済力）とその衰退過程とみることができようが、そのことと（アングロサクソン・モデルの伝播による）デファクト・スタンダードの世界浸透がどう折り合うのか、とりわけそのデファクト・スタンダードの基盤が揺れ動いているだけに、これが1つの問題意識となる。ちなみに、ディスクロージャー会計・監査の先駆けともいえる1868年の鉄道規制法や1853年のイギリス勅許会計士協会の設立そして1879年の会社法はまさにパクス・ブリタニカのなかでの出来事であり、それは英米を中心とした現代の国際会計制度のグローバル化という今日的展開のルーツともいえる。

¹³ 貸借対照表貸方の新たな区分問題も、資本の内部構成がこれまでと違って異種混成（複合体）になってきていることに起因する。詳しくは、前掲拙著『変貌する現代会計』コラム5『ハイブリッド』という今日性」参照。

¹⁴ 「方法の学」と「現象の学」については拙著『時価会計の基本問題』（中央経済社、2000年）補論12.1（308-310頁）参照。

¹⁵ この点に関し森田哲弥教授の見解を紹介すれば、「われわれ会計学を専攻する者の立場からは、価格変動の問題は会計学上の重要問題であって、それが実践ないし制度化との関係で問題にされようとされまいと、その理論的解明が要求されていることに変わりはない」（『価格変動会計論』国元書房、1979年、41頁、傍点引用者）と述べている。ちなみに、前掲拙著『変貌する現代会計』（17-19頁）での「時価会計は1つでない」においては、（理論的）批判と（現実的）不適合とを混同しない点を強調している。

¹⁶ この点は、前掲拙著『変わる会計、変わる日本経済』での「企業会計原則」がでてこないわけ（78-81頁）を参照。また、拙稿「時価会計と資本利益計算の変容（下）—社会科学としての時価会計—」（『経営研究』第53巻第3号、2002年11月）30-31頁では、会計基準設定の「企業価値評価適合アプローチ」という点に触れているので参照されたい。

¹⁷ 企業価値的思考については前掲拙著『変貌する現代会計』での「会計思考のハイブリッド」（107-109頁）および「会計と財務のハイブリッド」（123-125頁）参照。また、前掲拙稿「時価会計と資本利益計算の変容（下）」では企業価値の評価とファイナンスとの接合につき、「こうした議論の行き着く先は、企業価値評価モデル→その実証分析→会計基準の妥当性判断ということが考えられ、会計基準およびそれを支える会計理論は、その起点になっている企業価値の理論およびそれを支えるファイナンス理論と、その評価モデルの選

扱に係わる実証研究とに大きく依存することになる」（30-31頁）と述べた（同稿図表5参照）。

¹⁸ より詳しくは、前掲拙著『時価会計の基本問題』補論12.2「会計の動態理論の方法」での(2)会計の政治化と規制の経済学（314-17頁）参照。

¹⁹ 井尻雄士「アメリカ会計の発展事情—政治の中で育つ会計の道—」（『三式簿記の研究』中央経済社、1984年、所収）136頁。

²⁰ 須田一幸訳『実証理論としての会計学』（白桃書房、1991年）367頁。

²¹ 伊藤邦雄訳『財務報告革命』（白桃書房、1986年）249頁。

²² 前掲須田訳『実証理論としての会計学』142頁。

²³ ベイジアン統計的決定論に基づく情報価値の分析については、拙著『情報評価の基礎理論』（中央経済社、1988年）で詳しく論じている。特に、情報システムの価値の比較可能性に関する「詳細性(finess)の定理」（210、221頁）参照。田中章義「会計理論とは何か」（『会計理論学会年報No.23』2009年10月）第Ⅲ節では実証会計学の批判的検討がその哲学的基礎もふくめて様々な角度から議論されている。特に、数理統計的手法（統計的検定）に関しては、「相関」と「因果」の相違が重要な論点といえる。

²⁴ 拙稿「構造としての会計科学」（『福岡大学商学論叢』第27巻第4号、1983年3月）では、この「構造」と「機能」の相互関係をテーマに論じているので参照されたい。また、ここで報告、開示、公開に若干触れておくと、本稿ではそれらの厳密な区別をしていないが、（かりにその区別が必要なら）「公開」が社会的統制手段（マクロ会計政策）という視点をもつものに対し（注7参照）、「開示」ないし「報告」はむしろ個別企業（ミクロ会計）からの視点としてとらえることもできよう。